

審議会会議録

審議会等の名称	第2回 瑞穂市行政改革推進委員会
開催日時	平成29年5月16日(火曜日) 午後6時30分から午後9時30分
開催場所	瑞穂市役所 穂積庁舎3階 第1会議室
議題	第三次行政改革大綱(案)について
出席委員 欠席委員	<p>出席委員 8名 高梨文彦会長、松野守男副会長、磯谷好子委員、倉田智之委員、寺師甲子郎委員、豊田隆夫委員、福野佐代子委員、吉田愛子委員</p> <p>欠席委員 2名 林孝美委員、平墳広明委員</p>
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公 開 ・ 非 公 開
傍聴人数	無し
審議の概要	<p>開 会</p> <p>【事務局】 委員総数10名に対し過半数を超える7名の出席があり、瑞穂市行政改革推進委員会設置条例第6条第2項に基づき会議が成立していることを宣言した。 (1名は遅刻により最終出席者は8名)</p> <p>会長挨拶</p> <p>議事「第三次行政改革大綱(案)について」</p> <p>【高梨会長】 第三次行政改革大綱(案)について、前回までの議論を踏まえた修正案の説明を事務局に求めた。</p> <p>【事務局】</p>

修正案について、資料 1、2 を用い修正箇所等について説明を行った。

主な修正箇所 第三次行政改革大綱（案）P 5、P 8、P 9
年度別実績（案）P 4、P 6

【高梨会長】

事務局の説明、資料について、各委員に対し質問、意見を求めた。

【2】行政資源の最適化と効率的な行政の推進 - 項目（1）職員定数管理及び人材育成 - 【取組】 適正な職員数の確保及び配置について

【D 委員】

- ・今回、「職員の年齢構成の平準化に配慮し、計画的な採用に取り組むとともに、」の文言が追加されたが、年度別実績（案）の計画目標及び実績の欄との整合性が取れておらず、平準化にどのように取り組むのかが見えてこないの
で表の修正が必要ではないか。

【B 委員】

- ・前回の会議で示された資料によると、職員数が多い年代は40代である。大綱は5年計画であり、年度別実績（案）にも今後5年の計画を記載するが、40代の退職にあわせた採用活動はもう少し後になるので、表の修正は出来ないのではないか。

【C 委員】

- ・やみくもに若い職員を採用して平均年齢を下げるというものではないので、今回、「職員の年齢構成の平準化に配慮し、計画的な採用に取り組むとともに、」の文言が入ったことにより前進したと思う。

【D 委員】

- ・文言の追加だけでなく、年度別実績（案）の表にその内容を反映した計画目標や実績数値が出てこない、市民は疑問に思うのではないか。

【副市長】

- ・定年後の再任用制度の開始により退職者数の予測が難しくなり、採用数の目標数値を長期的に明確にすることが難しくなっている。

【C 委員】

- ・年齢構成の平準化を意識して採用を行えば職員の平均年齢は下がるので、平均年齢の欄を入れてはどうか。

【J 委員】

- ・30代後半などの職員数が少ない年代を埋めるため、一時的に採用の年齢制限を引き上げ、中途採用を行ってはどうか。

【D 委員】

- ・年度別実績（案）に中途採用に関する欄があっても良いと思う。

【C委員】

- ・年齢構成の平準化に関する取組は、具体的な数値で表すことが難しいと思う。毎年、数値によりチェックするのではなく、今後5年の間にどのように取り組んだかを記載してもらい、チェックする方法が良いのではないか。

【J委員】

- ・一般行政職が全体で約200名なので、勤務年数を40年とすると毎年5名採用しないと平準化しない。40代のピラミッドの山の部分が退職した後の平準化を図るためには10～15年の計画性をもった採用が必要になると思う。

【E委員】

- ・30代後半などの職員数が少ない年代に対し、あえて今から中途採用を行う必要は無いと思うが、若い世代に対しては中途採用により平準化を図る必要があると思う。

【副市長】

- ・平準化を保つため、若い世代を毎年5名程度採用していきたいと考えている。

【高梨会長】

年度別実績（案）への年齢構成の平準化に関する記載内容については、5年の間で実施した内容を記入する欄を設けることで委員の了解を得た。

【2】行政資源の最適化と効率的な行政の推進 - 項目（2）事務事業の再編・整理・廃止・統合について

【高梨会長】

議論にあたり、事務局に説明を求めた。

【事務局】

第三次行政改革大綱（案）及び年度別実績（案）を用い説明を行った。

【高梨会長】

事務局の説明、資料について、各委員に対し質問、意見を求めた。

【2】行政資源の最適化と効率的な行政の推進 - 項目（2）事務事業の再編・整理・廃止・統合 - 補助金等の見直しについて

【E委員】

- ・補助を受けた団体が、補助金を年度を繰り越して使用することはできない根拠を教えて欲しい。

【事務局】

資料「瑞穂市補助金等の交付に関する指針」を配布し、概要を説明した。

【事務局】

- ・地方自治法にある「会計年度独立の原則」がその根拠である。同法に「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって充てなければならない。」とあり、補助金も年度ごとでの対応をお願いしている。

【D委員】

- ・補助金を原資としない繰越金は認められるということか。

【B委員】

- ・翌年度の補助金を減らされないために無理に使い切る補助団体があると聞いたことがある。

【副市長】

- ・補助金を無理に使い切るケースは少ないと認識している。
- ・その団体の財源のうち、補助金が大部分を占めていて繰越金が発生した場合は返還をお願いしている。

【J委員】

- ・私が所属していた団体では、補助金よりも自主財源のほうが大きい。周年事業に向け、積立を行っていたが補助金返還を求められたことがあった。その際、周年事業は、積立でなく実施する年度に臨時的な予算措置で対応すると市から説明された。しかし周年事業は、同じ年に市や他団体も実施し、市の予算が膨らむため、予算が認められる保証はない。
- ・団体によっては、年度当初の運営資金が必要な場合があるため、一定の範囲内での繰越金は認めて欲しい。

【副市長】

- ・平成23年度に補助金をテーマに包括外部監査が実施され、その後、市の監査部局も厳しい指摘をしたことがあった。そこで今回「瑞穂市補助金等の交付に関する指針」を見直した。指針の中では、自主財源が大部分を占め、補助金の額が少ない団体において繰越金が発生した場合、繰越金が自主財源によるものだと明確であれば返還してもらう必要はない、としている。また、年度当初の直近の運転資金分の繰越しも認めている。

【E委員】

- ・取組の文言に「各団体が自立することを基本姿勢として」とあるが、「自立」とはどのような状態を想定しているのか。

【副市長】

- ・団体を対象とした補助金（団体補助）の場合、その団体の財源には、補助金以外にも会費などの自主財源がある。財源における補助金の割合を下げている、自主財源を増やしていく状態を想定している。

【C委員】

- ・今議論になっている、いい加減な補助金の執行や、逆に過剰に厳しい対応になることを防ぐという内容は第三次行政改革大綱（案）の文章に盛り込まれ

ていると認識している。

【J 委員】

- ・市から事業を委託されている形で存在する団体や、ボランティアで活動している団体もあり、会費を集めてまで活動できない場合もある。一律に自立を求めるのは問題があると思う。
- ・団体補助ではなく、その団体が実施する事業に対し補助する方式（事業補助）に変えていくべき。

【事務局】

- ・「瑞穂市補助金等の交付に関する指針」では、新規の団体補助は認めず、事業費補助として補助することとしている。

【D 委員】

- ・これまでの議論から考えると「自立することを基本姿勢として取り組みます。」という文言がそぐわない団体もあるので文章を修正してはどうか。
- ・取組の文言に「各種団体等への補助金については、」とあるが、「各種団体等への補助金交付については、」に直したほうが分かりやすい。

【C 委員】

- ・自立の部分については「団体の性質や事業の性質に鑑み」といった意味合いの文言を追加してはどうか。

【E 委員】

- ・取組の文言に「補助金支出の大原則である補助金交付要綱の整備、交付申請や実績報告の添付書類の審査を徹底し、」とある。これは当然のことであるが現時点で出来ていないということか。

【事務局】

- ・平成23年度の包括外部監査の際にこれらの指摘を受けた。その後「瑞穂市補助金等の交付に関する指針」を作り、問題の解消に取り組んだ。この文言は、意識付けの意味合いを持たせた。

【C 委員】

- ・「補助金等の見直し」の「等」とは何を指しているのか。

【事務局】

- ・負担金、交付金を含んでいる。

【C 委員】

- ・文言に「補助金等の交付」とあるが、負担金に「交付」という言い回しはおかしい。また、補助金に関する文言しかなく、負担金に関して触れられていない。「瑞穂市補助金等の交付に関する指針」では、負担金についても、脱退しても影響が無いものは、見直すなどの記載があるので、入れていただきたい。

【事務局】

- ・文言の見直しを行う。

【B 委員】

- ・補助金の執行状況について、ホームページで公表してもらいたい。

【D 委員】

- ・「瑞穂市補助金等の交付に関する指針」にチェックシートを毎年度作成し、公開すると書いてある。チェックシートの作成についても取組の文言に記載してはどうか。

【高梨会長】

- 取組にチェックシートの公開に関する文言を書き加えるよう事務局に求めた。

【D 委員】

- ・取組の「補助金支出の大原則である補助金交付要綱の整備、交付申請や実績報告の添付書類の審査を徹底し、従来からの慣例にとらわれず運営費補助・事業費補助とも交付額が妥当であるか見直しを行います。」とあるが、「徹底し」という言葉は、「補助金交付要綱の整備」にもかかってくるのか。文章がひとつながりで分かり難い。また、先ほどの事務局の説明では補助金交付要綱は既に整備されているのではないか。

【事務局】

- ・個々の補助金ごとに要綱の整備を求めている。補助金は毎年廃止、新設があるので整備の文言は必要である。

【D 委員】

- ・補助金要綱が既に整備されているかそうでないかは、今のように説明を受けて理解できるものであり、この文章を読んだだけでは分からないので直してもらいたい。

【事務局】

- ・「補助金交付要綱の整備」を「補助金交付要綱を整備し」に修正する。

【J 委員】

- ・個々の補助金に対し補助金交付要綱が作られているのか。

【副市長】

- ・補助金ごとに補助金交付要綱を作り、補助率や、対象経費などを定めている。

【D 委員】

- ・補助金交付要綱の整備を「大原則」と書いてあるが大げさに感じ、文章を分かりづらくしている。

【事務局】

- ・「要綱」は、「告示」を行い、市民に示す行為を行っている。補助金によっては、内部決裁でルールだけ作り、告示までしなかったケースもあり、「大原則」として要綱を整備するとしている。

【D 委員】

- ・説明を聞くと理解できるが、もう少し分かりやすい表現に変えていただきたい。

【事務局】

- ・検討する。

【高梨会長】

補助金については議論を踏まえた修正を行うよう事務局に求めた。

【2】行政資源の最適化と効率的な行政の推進 - 項目(2) 事務事業の再編・整理・廃止・統合 - 社会保障の適正化について

【高梨会長】

「社会保障の適正化」について、各委員に対し質問、意見を求めた。

【E 委員】

- ・市広報紙と共に配布された「わかりやすい瑞穂市の予算」を読むと、社会保障にあたると思われる民生費や衛生費は非常に大きな金額である。このことについて市はどのように考えているのか。

【事務局】

- ・民生費には、保育所にかかる経費も含まれている。衛生費には、社会保障費ではないゴミ処理にかかる経費なども入っている。また、一般会計とは別に「国民健康保険事業特別会計」があり、そこにも社会保障費が含まれているので参考にしていただければと思う。

【副市長】

- ・医療費などの社会保障費は、高齢化が進む中で今後も増加が見込まれる。伸びを抑制するため、医療の適正受診の啓発や、各種健診や保健指導による疾病予防を進めている。

【C 委員】

- ・適正受診とは具体的に何を対象としているのか。

【事務局】

- ・主に国民健康保険、福祉医療を想定している。

【E 委員】

- ・特定保健指導の実施率の大小が国から市への交付金の額に影響すると聞いたことがある。年度別実績(案)の表部分に特定保健指導率を入れた狙いは、国からの交付金の影響額を気にしてのことか、それとも疾病予防かどちらか。

【事務局】

- ・疾病予防、健康維持が狙いである。疾病予防が医療費の抑制につながる。

【C 委員】

- ・ 社会保障費の内容は多岐に渡るが、この項目では医療、介護に焦点を当てたいと市は考えていると思うので、「社会保障の適正化」というタイトルを変えて、対象を絞ったものに変更したほうがよい。

【D 委員】

- ・ 第三次行政改革大綱（案）にある「社会保障」の内容は、第2次総合計画の「医療・健康」（P64、65）の内容と重なる部分が多い。一方で第2次総合計画には「社会保障」（P62、63）という項目が別にある。行政改革大綱の指す「社会保障」と総合計画の指す「社会保障」の内容が異なることは、市の計画として整合性が取れないのではないかと。

【C 委員】

- ・ 「社会保障」という言葉が使われているが、市は、医療、介護のことをイメージして使っている。一方、市民は社会保障と聞くと、もう少し幅広いものをイメージする。

【事務局】

- ・ 文言を「社会保障における医療、介護」に修正したい。

【J 委員】

- ・ 医療、介護だけに絞ると例えば生活保護などは、行政改革の対象外になっていると捉えられてしまうのではないかと。

【事務局】

- ・ 生活保護は、行政改革に因らずとも国の制度の下で適正に事務を行うものである。

【E 委員】

- ・ 年度別実績（案）に医療費を数値化したものを載せられないか。

【事務局】

- ・ 福祉医療や国民健康保険など医療費の動向が分かる形で見直す。

【C 委員】

- ・ 高齢化により医療給付費は伸びていくが、市の対策により伸びがどう変化したか確認できるため、医療費の記載は指標として有効である。

【高梨会長】

議論を踏まえタイトルの修正を事務局に求めた。また、年度別実績（案）には、医療費に関する実績値を載せることを求めた。

【B 委員】

- ・ 高齢者向けの体操教室に参加したことがあるが、健康年齢を伸ばすために有効だと感じた。そのような取組も年度別実績（案）に入れてはどうか。

【副市長】

- ・そのような具体的なものは、老人福祉計画などで重点的に取り組んでいる。

【高梨会長】

委員の提案を全て盛り込むと、その項目における狙いが分かりにくくなるため、重点項目である「行政資源の最適化」の目的に密接に関わるものに絞り、計画目標や実績値を選ぶよう事務局に求めた。また「行政資源」とは「お金」に関するものであると考えられるため、金額で表せるものを選ぶよう求めた。

【D委員】

- ・ひとつながりの文の中に複数の意味合いが込められており分かり難い。取組に書く文章は、簡潔に分かり易くしてもらいたい。
- ・年度別実績（案）の表部分には「福祉医療費動向公表、保健事業の分析」とあるが、第三次行政改革大綱（案）の取組部分には、それに関する文言がない。年度別実績（案）の表部分には取組と合ったものを掲載してもらいたい。

【高梨会長】

第三次行政改革大綱（案）の取組部分、年度別実績（案）の表部分ともに指摘を踏まえた見直しを事務局に求めた。

【2】行政資源の最適化と効率的な行政の推進 - 項目（2）事務事業の再編・整理・廃止・統合 - 待機児童の解消、保育所・幼稚園・認定こども園の整備について

【高梨会長】

「待機児童の解消、保育所・幼稚園・認定こども園の整備」について、各委員に対し質問、意見を求めた。

【E委員】

- ・年度別実績（案）の表部分に、「私立幼稚園」の項目があるが、市内に私立幼稚園はあるのか。

【事務局】

- ・現在は、私立幼稚園は無い。

【E委員】

- ・一部の市立保育所の民営化を進めていると聞いたが、どのような内容か。

【副市長】

- ・現在は、老朽化が進んでいる3園の民営化を検討している。また、生津小学校区に保育所を新設し、各小学校区に1園ずつの配置を検討している。

【E委員】

- ・待機児童数及び受入児童数はどのような状況か。

【事務局】

- ・待機児童数は、平成29年4月1日時点で2名である。昨年4月1日時点では23名であった。待機児童は全て3歳未満児である。
- ・3歳未満児の受入人数は、「瑞穂市DATA BOOK 2016」のP16にあるとおり平成24年度220名、平成25年度232名、平成26年度252名、平成27年度288名、平成28年度328名となっており、施設の改修などにより受入態勢を拡大している。

【D委員】

- ・第三次行政改革大綱（案）の取組みに書かれている文章と、年度別実績（案）に書かれている文章が若干異なるので整合を図ってほしい。
- ・取組に「認定こども園については、保護者の就労状況に関わらず、入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、」とあるが、入園した子どもに対し高い教育・保育が提供されるのであって、「すべての子ども」という表現は誤解を招くと思う。
- ・年度別実績（案）の表に施設ごとの受入児童数を記載するようになっているが、待機児童数だけを記載すればいいのではないか。また、受入児童数ではなく、定員数や施設数にしてはどうか。

【J委員】

- ・施設の大きさにより受入児童数が異なる。また、受け入れる児童の年齢により必要とされる面積や保育士の数も変わるため、施設数や定員数は指標に適さないのではないか。

【事務局】

- ・これまでの議論を踏まえ受入児童数を記載することとした。待機児童数だけでなく受入児童数と合わせた推移を見ることで行政の取組み状況を確認していただけたと思う。

【E委員】

- ・待機児童が無くなり、保育所に余裕ができれば他自治体からの移住につながるのではないか。

【D委員】

- ・年度別実績（案）の表に、各施設の受入児童数は3歳未満、3歳以上の区分けがあるが、待機児童には区分けが無いので記載しても良いのでは。

【事務局】

- ・待機児童についても3歳未満、3歳以上の欄を作る。

【D委員】

- ・年度別実績（案）の表部分の一番上に「幼・保連携による教育・保育支援や子ども・子育て支援法による各種の事業導入や運営方法について検討」とあり、年度別に枠が設けられているが、何を記載するのか。

【C委員】

- ・第2次行政改革大綱の年度別実績にも同じ項目があり、その年度に取り組んだことについての記載がされており、今回も同じように記載するのではないか。

【B 委員】

- ・先ほどの事務局の説明で待機児童が発生するのは3歳未満児だけという話があったが、何故か。

【D 委員】

- ・児童の年齢により必要となる保育士の数が変わり、年齢が低くなるほど必要とされる保育士の数が増えるからではないか。

【副市長】

- ・時代が変わっていく中で3歳未満児に対応できる保育所づくりがまだまだ出来ていないということもある。

【高梨会長】

「待機児童の解消、保育所・幼稚園・認定こども園の整備」については、第三次行政改革大綱（案）、年度別実績（案）ともにこの形で進めることで委員の了解を得た。

その他

計画目標に関して

【D 委員】

- ・年度別実績（案）の中には目標指標が無い項目がある。パブリックコメント実施前に全ての項目において目標指標を設けるべきではないか。

【事務局】

- ・目標指標として掲載しているものは、根拠となる計画があるものだけにしてある。また、行政改革推進委員会に対し諮問しているのは、第三次行政改革大綱（案）であり、年度別実績（案）は、補足するための資料である。パブリックコメントも第三次行政改革大綱（案）に対し実施する。

資料3「13節（委託料）の決算額及び財源推移について」について

【事務局】

- ・前回の会議を受け、委託料の具体的な内容及び決算額を記載した資料を作成した。

【E 委員】

- ・黒塗りしてある部分は、決算額が0円なのか。

【事務局】

- ・前回の議論を受け、委託料については、決算額上位30位までのものを合計すれば、決算額の80%以上をカバーできるため30位まで記載した。黒塗り部分は30位以下のものであり0円ではないが省略している。

次回会議について

- ・ 本日の審議はここまでとし、次回は『【 2 】行政資源の最適化と効率的な行政の推進 - (2) 事務事業の再編・整理・廃止・統合 - 電子自治体の推進』から進めることとした。
- ・ 次回会議を平成 2 9 年 6 月 6 日 (火) 1 8 時 3 0 分より開催することとした。

閉 会

事務局
(担当課)

瑞穂市 企画部 企画財政課
TEL : 058-327-4128
FAX : 058-327-4103
e-mail : kikaku@city.mizuho.lg.jp